

## 仕様書

### (適用)

- 1 この仕様書は、「千秋公園自然環境調査（植物）業務委託」に適用する。

### (目的)

- 2 この調査は、中心市街地にあつて豊かな自然を有する千秋公園を調査地域とし、調査結果を今後の自然環境保全の啓発や環境学習等を含む自然環境保全施策全般の基礎資料とする。

### (履行場所)

- 3 市の指定する箇所

### (履行期間)

- 4 契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで

### (実施計画書)

- 5 受託者は、円滑および効率的、効果的に業務を進めるために調査方法、体制、スケジュール等を検討し、実施計画書を作成し、調査実施前に本市に提出すること。

### (調査の区域、調査項目および回数)

- 6 調査区域は、千秋公園とし、植物を対象に、夏季および秋季にそれぞれ1回、計2回実施とする。

### (調査方法)

- 7 調査対象地内を任意踏査し、確認できた植物種を記録・整理する。現地で同定できない種に関しては、持ち帰り室内において同定する。

### (調査報告)

- 8 調査報告は、以下のとおりとする。
  - (1) 確認種は、「目和名」、「科和名」、「種標準和名」、「種学名」の順に分類し、確認種全体のリストを作成すること。  
また、「環境省レッドリスト」、「秋田県レッドデータブック」等に選定されている種については、これを付記すること。
  - (2) 絶滅危惧種などの希少種を発見した場合には、その旨を表記すること。

- (3) 特定外来生物（植物）を発見した場合には、その旨を表記すること。
- (4) 生息個体などから分析したそれぞれの区域の特徴等について記載すること。
- (5) 調査結果をとりまとめるとともに、パンフレット等に転用しやすい様式の概要版を作成すること。

（調査日および調査時間）

- 9 調査日および調査時間を設定するに当たって、あらかじめ調査日および調査時間の候補を本市に示し、当該地を管理する主体（地権者、関係者）等との調整結果を基に最終的に本市が決定するものとする。

ただし、天候等による影響を考慮してあらかじめ設定した予備調査日および調査時間を変更する場合は、あらかじめ本市に連絡するものとする。

（業務従事者の資格等）

- 10 業務の実施に当たっては、学識経験者、技術士（環境部門「自然環境保全」又は建設部門「建設環境」）等の専門家が総括しなければならない。ただし、専任性は求めない。

（業務施行の原則）

- 11 当該地を管理する主体（地権者、関係者）等の承認を受けた範囲を事前に正確に確認し、立ち入りが制限されている区画等には侵入してはならない。また、調査実施中に当該地の利用者に対して不信の念を抱かせるような言動や行為をしてはならない。

（関係法令等の遵守）

- 12 受託者は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。

（資料の貸与）

- 13 業務に関連する図書、図面およびその他の資料のうち、市が所有するものについては必要に応じてこれを貸与する。

- (1) 業務を進めるに当たり、本市から貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、又は複製してはならない。
- (2) 貸与された資料は、業務が終了したときは、速やかに本市に返却すること。

（守秘義務）

- 14 受託者は、本業務の遂行に当たって知り得た事項について、本市の承認を得ず

に他に漏らしてはならない。

(疑義)

- 15 本仕様書記載事項および本業務遂行上の疑義が生じたときは、速やかに本市と協議し、本業務に支障のないようにしなければならない。

(打合せおよび議事録)

- 16 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と本市は打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。

(成果品)

- 17 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 (A 4 版両面印刷 A 3 版資料の折り込み可)	2 部
(2) 報告書 (概略版)	2 部
(3) 報告書および報告書に使用した写真データ (電子媒体)	1 式
(4) その他本市が求める資料	1 式

(成果品の審査および引渡し)

- 18 受託者は、成果品について本市の審査を受けなければならない。審査合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本業務の完了とする。